

## 八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月29日（金）午後2時00分から午後2時29分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員（19人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
	8番	高野康喜
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	13番	中野敏憲
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	17番	松田林一
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員（0人）

5. 出席推進委員（9人）

中面千代志  
鞍本敏男  
吉川美津治  
矢鉾次義  
石田雄一  
杉本秀雄  
高橋 豊  
上原 誠  
橋本正治

6. 議事日程

- 第1 議案第43号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第44号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第45号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第46号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）につい

て

第5 議案第47号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農地利用集積計画の公告）について

第6 議案第48号 非農地証明願について

#### 7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
主幹兼係長	宮野 優
参事	橋本周斉
主事	桑野 直
主事	平川祥子
主事	北村有希

#### 8. 会議の概要

事務局長

皆さん、こんにちは。  
定刻になりましたので、始めさせていただきます。  
新型コロナウイルス感染者が全国的に見て減少傾向に向かっていますが、まだまだ予断を許さない状況下でございます。  
今回も人数制限を図りながら、国・県が示した新しい生活様式を用いまして、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。  
御発言につきましては、今回も挙手をしていただきまして、事務局職員が向かいます。マイクをお持ちしますので、その場で発言していただきます。  
総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭での発言をよろしくお願い致します。  
以上、委員の皆様方には大変御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願い致します。  
また、今回、総会の通知文書にも掲載しておりました、研修会「利用意向調査について」を、総会終了後に30分程度予定しておりますので、そちらの方もよろしくお願い致します。  
それでは、ただ今から11月の総会を開会したいと思います。  
本日は、農業委員、全員出席ということで定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願い致します。

議長

皆さん、こんにちは。  
大変、朝晩は冷え込んでまいりましたが、日中は暖かいようでございます。健康には十分注意をされていただきたいと思います。  
先ほど、局長から説明がありましたように、新型コロナウイルスの感染拡大を防止

するため、私の挨拶は割愛させていただきます。

それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

8番 高野康喜委員、9番 内田孝光委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案書のとおり進行しますので、よろしくお願い致します。

議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

議案第43号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページのとおり、付議致します。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が2件、贈与が1件ありました。

地目は、田9,957平方メートル、畑357平方メートル、計1万314平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載どおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願い致します。

1番、日奈久、お願い致します。

推進委員

日奈久担当の杉本です。申請番号1番、2番、続けて説明致します。

25日に、橋本委員と現地確認を致しました。

申請番号1番について説明致します。

譲渡人と譲受人は親子であり、譲渡人が高齢になったことから、子に贈与するというものです。譲受人は会社員の傍ら農業をされており、周辺農地への影響はないと思われれます。

申請番号2番について説明致します。

譲渡人は農業者ではなく、譲受人の経営規模を拡大したいという意見が一致したため、売買されます。譲受人は農業をされており、隣接する土地を所有されており、後継者もあり、今回の申請も規模拡大のためです。周辺農地への影響はないと思われれます。地元としては何ら問題ないと考えますので、よろしくお願い致します。

議 長 3 番、千丁。

推進委員 3 番、千丁担当委員の上原です。  
1 1 月 2 6 日、深田農業委員外 3 名で現地を確認致しました。場所は、八代新地、の〇〇〇近くでございます。譲渡人、千丁町古閑出△△△△番の△、農業、譲受人、熊本市東区〇〇町大字〇〇〇△△△△番地、農業法人。別に問題はないと思います。

議 長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。  
  
(質問、意見なし)

議 長 では、異議がなければ、挙手をお願いします。  
  
(全員挙手)

議 長 挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。  
  
議案第 4 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 4 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案書 2 ページのとおり付議致します。  
今月の申請は 2 件で、その内容は、議案書記載のとおりです。  
それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。  
1 番及び 2 番の案件は、用途地域内の農地であるため、第 3 種農地に区分され、許可は可能と判断しました。  
なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。  
次に、一般基準について説明致します。  
農地転用の確実性や、周辺農地に今まで悪影響を及ぼしていないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断しました。  
それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。  
1 番、太田郷。

推進委員

太田郷担当の吉川です。

申請番号1番、申請地は、太田郷小学校より〇に△△メートル付近で、住宅に囲まれた、八代市で定められている用途地域になります。

昨日、担当地区の有馬委員と現地確認を致しましたところ、現在、木造瓦葺きの借家がありましたが、築年数も古く放置できない状況です。追認許可となりますが、周りに農地がありませんので、事業計画として、申請地は、学校の近くで住居に適しており、給排水、被害防除計画等、問題ないと思われます。

以上、御審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

2番、日奈久。

推進委員

日奈久担当の杉本です。申請番号2番について説明致します。

申請人が、田の農地を贈与しようとして土地を調べていたところ、宅地と思っていたところが、登記地目が農地のままだったそうです。さらに、転用許可を受けていなかったことが判明したため、今回申請されたそうです。

申請地は、昭和49年から住宅が建っており、道路や住宅に囲まれており、周辺地への影響はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第45号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第45号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書3ページから6ページのとおり付議致します。

今月の申請は、所有権移転が11件、使用貸借権が1件、賃貸借権が1件、合計の13件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番から、5ページ10番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、5番の案件につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

また、3番の案件の土地につきましては、別添報告書8ページ目、農地法第5条許可書の返戻願出書に記載のとおり、令和3年9月7日付で転用許可がなされておりますが、今回、新たな譲受人により、許可申請がっております。

6ページ、お願い致します。

次に、11番及び12番の案件は、農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

最後に、13番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断致しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。

申請番号1番から4番について説明します。

1番、申請地は大村町の会地公園の〇側に当たり、現況、造成済みの農地で、自宅を建て替えようとしたところ、採光面積が不足し、建築確認申請が認められないため、この農地を、建物敷地として利用したいといった申請になります。何ら問題がないと思います。

2番、申請地は、上野町の八千把コミュニティセンターより〇へ△△△メートル行ったところで、現況、造成済みの農地で、ここを駐車場として利用したいといった申請になります。何ら問題がないと思います。

3番、申請地は古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇〇の区画割の造成地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題がないと思います。

4番も、古閑中町の区画整理区域内の現況、造成済みの農地で、ここにアパート2

棟を建築したいといった申請になります。何ら問題がないと思います。  
審議をお願いします。

議 長

5番、松高。

推進委員

八代・松高地区担当の鞍本です。申請番号5番について説明します。

11月11日に、倉井委員と現地、申請地を確認しました。

案件は、以前より、保育園の〇〇〇〇、〇〇並びに〇〇〇駐車場として賃貸借していた土地で、周辺は宅地に囲まれています。賃貸借の契約を更新するに当たり、土地の一部が〇〇の〇〇であったので、地籍調査の成果で、宅地から農地、畑に戻っていることが判明しました。令和元年に許可転用を得ずに、駐車場を整備してありますので、宅地の転用許可を申請します。御審議方よろしくをお願いします。

議 長

6番、太田郷。

推進委員

太田郷の吉川です。6番、7番、8番は太田郷地区なので、続けて報告致します。

申請番号6番、有馬委員と、確認を11月28日に行いました。

申請地は長田町、県道八代港線〇側、駐車場として車16台の駐車を計画です。給水は行わないで、排水も行わない。雨水は、隣接の市道側溝に放流。近隣に農地がないため、耕作地への影響はないと思われます。

申請番号7番、28日に有馬委員と確認致しました。

転用目的は、申請人が現在、子供と4人で借家住まいであるため、住宅及び生活基盤を確保したいとのことです。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇北側です。両隣に家屋がありますが、接道がありません。申請人は、教育・職場に近い土地取得を希望しておりましたが、接道していない土地のため、道路沿いの宅地の一部を譲渡してもらい、売買契約も成立した今回、申請の運びとなりました。問題はないと思われます。

申請番号8番、28日に有馬委員と確認致しました。

申請地は用途地域で、半径△△△メートル以内に幼稚園、小学校、郵便局などがあり、住環境が整っているため、住宅分譲地1区画として計画しました。申請者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇のフランチャイズチェーンに加盟し、工事期間は、隣接農地に土砂が流出しないよう、コンクリート擁壁を設置、完成後もブロック塀で囲み、給排水も問題はないと思われます。

以上、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

9番、植柳。

推進委員	<p>植柳・麦島地区担当の矢鉾です。受付番号9番について説明します。</p> <p>先日、吉田委員さんと現地を確認しました。</p> <p>申請地は、植柳橋から〇側約△△△メートルの畑地です。譲渡人の畑は、譲受人の畑に囲まれている状況で、近隣の農作物に被害を及ぼす恐れはないと思います。御審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	10番、高田。
8 番	<p>10番について説明致します。</p> <p>24日に、山崎委員と現地確認を致しました。</p> <p>豊原中町にありまして、高田小学校より△△△メートル〇に行ったところに、高田記念碑前という〇〇〇がありますが、その〇であります。二方は道路でありまして、二方は宅地に囲まれており、別に問題はないと思われます。</p> <p>以上です。審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	11番、千丁。
推進委員	<p>11番、千丁担当委員の上原です。</p> <p>11月26日、深田農業委員外3名で現地を確認致しました。</p> <p>申請地は、鹿児島本線吉王丸の踏切沿いで、〇へ△△△メートルの〇〇〇〇の近くです。譲渡人は千丁町太牟田、譲受人は千丁町太牟田、会社員です。譲受人の自宅の横に畑がありますので、そこに物置、駐車場用地として利用したい、という申請理由です。何ら問題はないと思います。</p>
議 長	12番、千丁。
推進委員	<p>千丁町担当委員の高橋です。</p> <p>11月26日、農業委員の深田さんと3名で現地を見に行きました。</p> <p>場所は、新八代駅西口から〇に△キロに〇〇〇〇があり、これより△△△メートルのところには水田があります。島田町と千丁町の〇です。個人住宅を建てる要望です。譲渡人が千丁町で農業をされており、譲受人が千丁町古閑出です。何も問題はありません。よろしくお願ひします。</p>
議 長	13番、鏡。
推進委員	鏡地区担当の橋本です。申請番号13番について説明します。



譲渡人は、土地を売る方向で考えておられまして、譲受人は、申請地の東側で〇〇〇〇をされています。施設の老朽化や熊本地震で地盤沈下しているそうです。〇〇の負担を抑えるために、〇〇を新設してから移られるそうです。現在の〇〇は、土地、建物共に売却されるそうです。土地に建設される図面を見ても、周辺農地への影響はないと思います。

11月27日、現地を確認致しました。地元としては何ら問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第46号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第46号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書7ページから23ページのとおり付議致します。

今月は、貸借権設定が27件、面積は18万3,809平方メートル、所有権移転が5件、面積は2万2,745平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ね頂きますようお願い致します。

来月12月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、12月9日木曜日、10日金曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、郡築三番町、昭和同仁町、北原町、鏡町内田の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしくお願い致します。

以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました。皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第47号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第47号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画を、議案書24ページから27ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、賃借権設定が8件で、面積は5万5,671平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第47号の説明につきましては、以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました。皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第48号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第48号、非農地証明願について、議案書28ページのとおり付議します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は、宅地であることの証明願です。

申請地は、以前より宅地として利用していましたが、今般、地目が農地であることが判明しました。

全部事項証明書により、昭和25年には住宅が建築されていたことが証明されており、このことから、農地法施行日である昭和27年10月20日以前から引き続き非農地であった土地であり、令和3年11月15日に、太田郷地区農業委員及び農地利

用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。  
御審議をお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、太田郷。

推進委員

担当の吉川です。先ほど事務局から説明がありましたとおり、11月15日に有馬農業委員と私、吉川農地利用最適化推進委員と事務局長、職員で現地調査を行った結果、現在も家屋等が建っており、非農地として何ら問題はないと思われますので、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定致します。

本日、予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約、農地法第5条許可書の返戻願出書の届出、通知がありましたので報告します。

これをもちまして、11月の八代市農業委員会を閉会致します。

皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和3年11月29日

八代市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_